

資料 2-2

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		(定数)		(定数)	
		選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
名称	区域				
伊勢市選挙区	伊勢市	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	一人			
区		選挙区		選挙すべき議員の数	
伊勢市選挙区	伊勢市	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	二人			

資料  
2-2

度会郡選挙区	鳥羽市・志摩市選挙区	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
度会郡	熊野市・南牟婁郡選挙区	鳥羽市	志摩市	熊野市	南牟婁郡	熊野市	南牟婁郡	鳥羽市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
度会郡選挙区	熊野市選挙区	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
度会郡	熊野市・南牟婁郡選挙区	鳥羽市	志摩市選挙区	志摩市	志摩市	熊野市	南牟婁郡	鳥羽市
二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人